



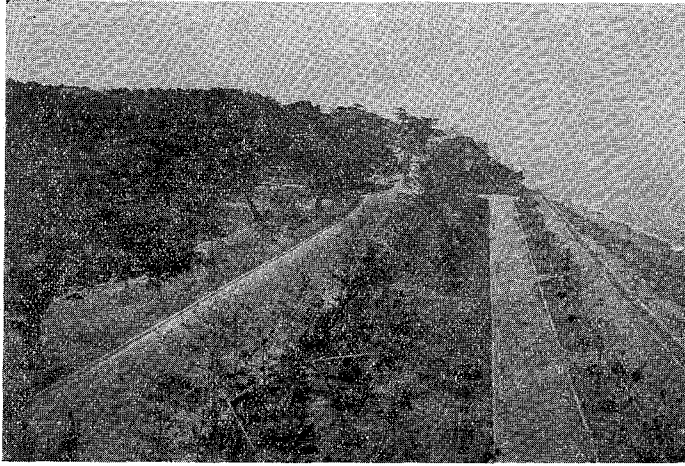
神明國道改築工事斷感 三三

楠 生

十六

神明國道の改築工事の附帯工事として優なるものゝ一つに舞子公園の擴張工事がある。同公園の始めは松の樹齡から考へて恐らく三百年以前のものであらう、當今の人士は皆人工的の寶塚の様な方面へのみセツセと通つて居て、此天然の公園を顧みる優雅な人が少ない、然し其の實擴張工事前の舞子公園は松こそ何んとも云へない雄大なものであるが、其北側は鐵道省線によつて縦斷せられ南側の國道は晴天には自動車で砂塵騰々として樹冠皆灰白色となり、雨

天には泥濘車軸を没する程で、國道と海との間には京阪神の富豪の別荘や旅館を以て全部占有せられ、天下の勝景も是等僅少の人々の目を徒らに喜ばすに止まつて居つた。是れを以つて本國道改築にあたつて此老松を殆ど絶對に損する事なくして規定の幅員の新國道敷を得んには勢ひ舊國道と海との間の別荘地帯を取拂はねばならぬ、そこで大英斷を以て延長約六町間の公園地域にある別荘旅館全部の土地及地上物件を買收して舊國道以北の在來の舞子公園に對して新舊國道を隔て、新舞子公園を築造する事となつた。



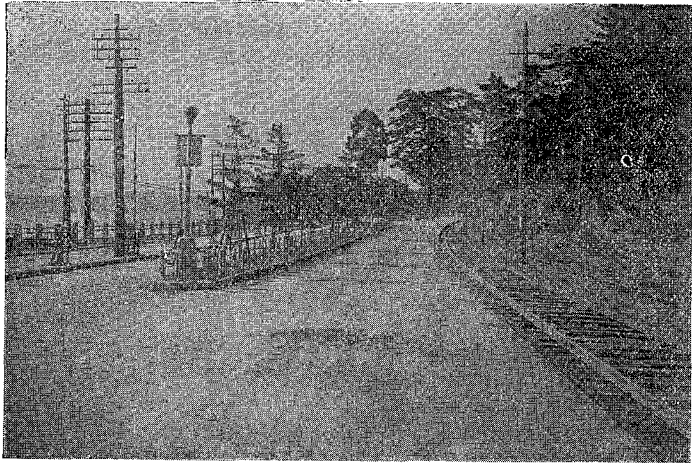
舞子舊公園

中央舊公園の改築後歩道の左方建物の拂取は
植樹地と域なる

新公園の築造の設計について大體方針として考慮せねば

ならぬ事は、舊老松の公園と相對してうつりのよい設計でなくてはならぬから植樹の主木は矢張り松を用ひて、おちつきのあるものと云ふ事を主とした。又公園内には遊歩道を造らねばならぬから、たゞさへ狭少なる此地域に車道沿ひの歩道を造る事は公園の面積をせばめる上に此地域内を徒歩にて通行する人は遊覽する人の外、用務を帯びて通行する人は極めて僅少であるから、車道沿ひの歩道は是れを略して公園内の遊歩道に併せ以て植樹の面積を幾分でも廣める事とし強ひて公園内の遊歩道を行せずして前後の歩道に渡らんとする人は車道を横斷して舊國道を行し得る事とした。此新公園は東西（國道及海に沿ひて）約六町、南北（國道と海との間）十間乃至十五間此面積四千三百六十四坪にして、海岸の護岸は舊民家の高十數尺の護岸を其儘利用し其上に鐵筋混凝土の表面を洗ひ出しとせる高欄を設け、其間柱には電氣照明を施し高欄に接して幅五間半の遊歩道をとる處々にベンチを置き其中間に斷續的に幅一間半長約十間の小判形の植樹帯を混凝土にて歩道面より約三寸

道と此遊歩道との間は四間乃至十間の植樹地域とし遊歩道



舊國道の並木な十餘株の老松を植樹帶とし其兩側に車道
幅五間半を二分等し設置せしめたる所

高に圍ひ車地域及び車道と舊國道との間には普通のL形街渠を以て塹とす、遊歩道は他の場所の歩道の混凝土鋪装は是れを用ひず、サブグレイドは砂利を以て固め粘質の山砂を敷き均し五噸ローラーで輾壓し杖を曳く人士に軟らかき感じを與ふると同時に排水と防塵とに意を注いだ。

尙ほ自動車が車道の街渠を乗り越えて、植栽中の樹木に衝突せし事があつたので、植樹地域と街渠との境界に生垣を植栽せんとせしも、是れを變更して鐵筋混凝土の柱を建て込み、瓦斯管を通せる低き柵を築造する事とした。尙ほ車道から此遊歩道に移る所即ち新公園の東西の入口には黃龍石を以て優美で且つ重みのある門柱を設置し、其頂きには照明設備をした。

十八

新公園の樹種は舊公園の老松との均合ひ上大部分の植樹は松とせるも亦他のものも植栽した。就中遊歩道内の並木は潮風に耐へる必要があるので、全部樟とし其數百五本、一小判形植樹帯に三本宛植ゑ、根元は全部芝生とし所々に

と此植樹地域との側溝は混凝土の栗石張りとし車道と植樹

小灌木を添へた。一體樟は暖地に自生する常緑の喬木で樹形は圓滿な樹冠と擴大した枝張りで、寒害以外には抵抗力が強い、筆者さきに佐賀縣に轉任して海岸地方を巡回するに、老樟の繁茂せるを見る。本多林學博士の著書にも「南東の谷間又は濕氣深き温かき海風の吹き來る所」を最も生長に適當した位置であると述べてある。舞子公園は二月頃の寒き潮風に曝露して居るのが、植栽後二三年間の氣がかりである。其他の樹種は次表の通りである。

常緑樹之部

樹種	數量(本)	樹種	數量(本)
細葉冬青(モチノキ)	二五	楊梅(ヤマモ)	三
泰山木(タイザンボク)	一〇	珊瑚樹(サンゴジュ)	四〇
椿(ツバキ)	一〇	夾竹桃(キヨウチクトウ)	五
姥目樫(ウバメカシ)	一〇	海桐花(トベラ)	一一〇
厚皮香(モツコク)	二〇	八角金盤(ヤツデ)	二五
桃葉珊瑚(アオキ)	九五	女貞(ネツミモチ)	一一〇
柁木(マサキ)	一〇〇	平戸(ヒラド)	三〇
皐月(サツキ)	八〇	終南天(ヒイラギナンテン)	二〇
鈴(ヒサカキ)	一五	指香花(シヤリンバイ)	一一〇

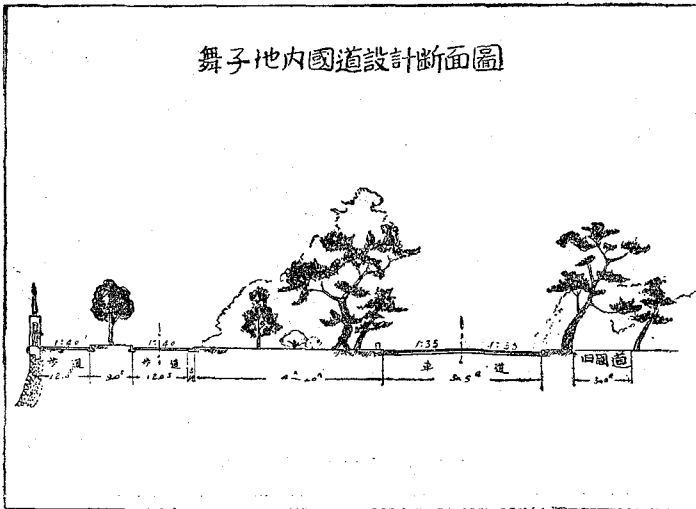
細介

柯樹(シイノキ)
(クチナシ)

二〇 馬手葉椎(マテバシヒ)
五〇 黃楊(ツゲ)

二〇

舞子地内國道設計断面圖



(コトネアスター) 一〇〇

一三一

計 一、一三〇三

落葉樹之部

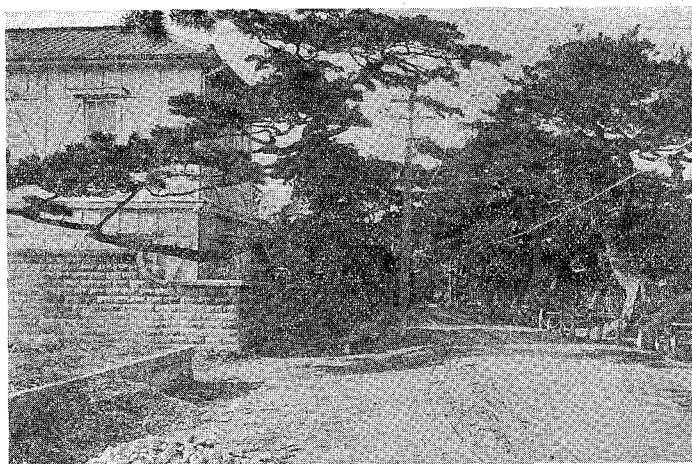
樹種	數量(本)	樹種	數量(本)
黄櫨(ハセ)	八三	大鳥櫻	八
山櫻	一三	公孫樹(イテウ)	一
センダン	一	柳	一
木樺(ハチス)	三	木芙蓉(フヨウ)	二〇
木瓜(ボケ)	一〇	萩(ハギ)	三〇
桃葉衛矛(マユミ)	五	計	一七五
針葉樹之部			
黒松	六三九	ヒマラヤシダー	三
榎(マキ)	一〇	磯馴(ハヒバクシン)	一四五
伽羅(キヤラ)	五〇	計	八四七

以上の植樹帯及植樹地域には富士山麓の野芝を全部張りつめ生育を阻害せぬ爲めに、遊子の芝生に立ち入らぬ様に焼き杉杭にシュロ繩を一通り低く體裁よく假りに張り廻した、而して撒水に便する爲めに在來民家に在りし井戸を其儘三箇丈け存置して手動ポンプを装置した。

十九

道路工事に最も重要なる器械はローラーである、本改築工事にも勿論是れが備へ付けられた即ち十二噸スティムロ

ローラー、八噸及五噸のガソリンローラー等五臺を備へ付け

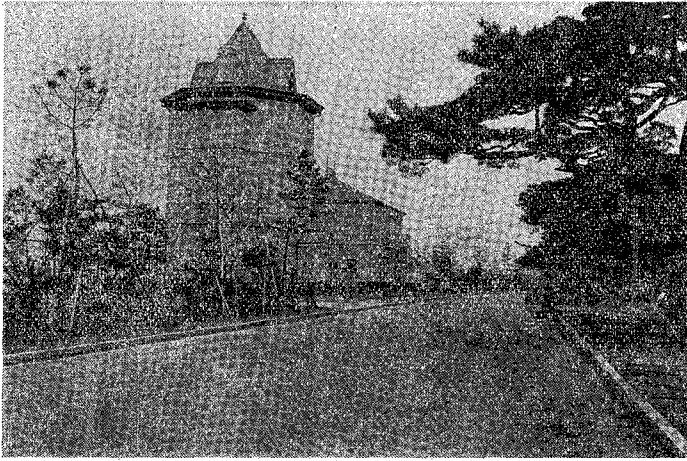


舞子新公園東部の鳥瞰圖

中波の打寄せ瀨戸内海砂濱の小池を植樹地を隔て遊歩道其間樟樹植帯高欄は下の中池を隔て、舊國道は右方、舊公園は左方、新公園は右方に、舞子新公園の園

て居つたのであるが阪神國道工事に使用したものもあつて

作業に當つては仲々故障が多かつた。舗装に際しては其請



目の海航はらか海で物建の殊特る居てれらせ置存に内園公新
る居てし行併と道歩と道車がみの所の物建此る居てつなと標

アスファルト、プラントも阪神國道より借用した物で是れに付ては既に前回に述べた。混凝土ペーパー及混凝土ミキサーも數臺あるも矢張り阪神の古物もある。十二噸ローラーに取付くべきスカリファイヤー一臺があるが、舊國道面を掘起すには路面が餘りに堅固な爲め、直ちに尖端が磨損して餘り役に立たないのでインガソールのコンプレツサーを使用した。軌條は十二封度及二十封度のが計十二哩あるが土運搬の距離が遠くないのと、運搬土量が餘り多くないので、割合に利用されない。貨物自動車(一臺)も便利には相違ないが、馬車に比し餘り經濟ではない。

都市の街路若しくは京濱、阪神、神明國道の如き道路工事には、上述の機械は是非必要である。然るに是等の器械の維持修理に關して、土木技術家には割合に無理解な點が少なくない様である。器械は使ひ放し、損じ放題、是れではどんな立派な物でもいざと云ふ時の用に立たないのが自然ではなからうか、ローラーが雨ざらしになつて路傍に放置してあつたり、ミキサーには混凝土が附着した儘になつて

負者たる日本石油會社よりも十噸ローラーを持つて來た。

居つたりして居るのを方々の工事場で見受けるが、是れは工事の擔當者に器械愛護の念、結局は工事に支障を生ぜしめないと云ふ慮りがないのではないか、馬方でも馬や車を大切にするのに、器械の手入れは工事の重要な一部ではなからうか。

二十

上來神明國道改築に關する工事方面の状態なり感想なりを斷片的に述べたが、以下少しく事務上の事を述べて完結と致したい。本改築の總工費は六百五十七萬圓であるが、國庫補助費とか寄附金等の關係で、數萬圓の異動が來たした事は是非もない事であるが、今後鐵道省其他の關係の増工事があるにしても大體やつて行けそうである。而して是等の事業執行に關しては垂水町に工營所を設置し、所長(技師)所員(書記、技手、雇員)を專屬せしめ一つの廠として關係他官廳及會社(主として宇治川電氣株式會社)との交渉、文書の往復及物品の購入、支拂、用地及地上物件の買收、補償金の支拂等一切工營所に於て執行するの權

限を與へられ居る爲めに、事業の執行が誠に敏速に且確實に行はれ、加ふるに中堅職員は改築工事の當初より異動することなきを以て工事の齟齬を來たせし等の事曾つて一度もなく、誠に申分のなき組織である。是れ全く計畫當初の縣土木課長の英斷及其後の土木部長の措置のよろしきによるものである。又現場の監督としては出張所を設け技手を主任として居る、只遺憾なるは工事費は可なり大なるも工事其物は餘り大ならざるを以て、當然二人以上の手を経ざる可からざるものも一人にて是れを行ひ、セメント及アスファルト試験及前記の器械係員は各一人にても多きに過ぐる等、一世帯を構へるには些か工事が小に過ぎる嫌ひがある、然し他官廳及會社との交渉の複雑な事や、道路工事としては餘りに工事が困難な爲め職員の頭を悩ます事は一通りでない。

二十一

最後に用地及地上物件の買收に就て一言せねばならぬ、本國道の改築には改築國道敷の外に宇治川電氣會社線たる

神戸、明石間の軌道を國道敷外に移轉する爲め、此軌道敷の買収もせねばならぬ。元來國道は地主の歓迎する事あるも、軌道は停留場敷を除外しては一般に嫌はれる性質のものであるのみならず前々回にも述べた通り土地狭少な所であるから、用地の買収の困難な事は想像以上である、従つて此買収費も總工費の二分の一以上を占めて居り、是れが圓滿なる協定が遂げられなかつたならば、工事を施行する事が出来ぬのみならず、不當な高價に買収したならば豫算の不足を來たして、工事の程度を低下せねばならぬ、是れは擔當者として到底忍びない事である、是れを以て買収は慎重に價額の評定をする必要があるので、評價委員會を設け知事を會長に、土木部長及内務部長を副會長とし、縣廳内の關係各課長、専門技師、道路主事、地理主任屬及工營所長、工營所勤務技師を委員とし、工營所主事を幹事に、同勤務道路書記を書記として、神明國道全部に對する買収價額の標準を定め、次で工事施工の區間毎に工營所にて價額調査の原案を作製し、再三現場につき是れを討議研究し

たる後委員會に提出し、各委員は又現場につき研究したるものを確定價額として、市長及町長を通じ關係者を一堂に會し、市町長の挨拶に次で工營所長及所員は價額に就き十分の説明をなして、此に始めて關係者に補償價額を各個人に發表し充分なる關係者の諒解を得て調印を期限を切つて求むる事とする。而して此價額に關しては誤謬又は物件の脱落の外は絶対に補償額は異動する事なきものとして居る。而して從來此絶對的方法にて幸ひに關係者の諒解を得て居る、此方法たるや甚だしく專制的の様であるけれども交渉の餘地なきを以て、反つて關係者は工營所を信用し其任に當る所員もかけ引が少しもなき爲め、大部分の關係者からは案外樂に調印を求むる事が出来、其他に對しても今日迄の處では收用法の適用を必要とする場合がなかつたのは甚だ任せであつた。